

2018年10月30日、安全保障理事会第8385回会合にて採択

安全保障理事会は、

コンゴ民主共和国 (DRC) におけるエボラウイルスのごく最近の爆発的拡大およびこの流行病の発生は、より広範な人道的必要性の文脈において、その国の人々が、過去数十年の間この疾病の再発、武力紛争および暴力に苦しんできた国において、生じているという事実について深刻な懸念を表明し、

それが 1976 年に最初に発見されて以来、同地域におけるエボラウイルスのくり返されている脅威を認識しそして西アフリカにおける 2014 年のエボラウイルスの爆発的拡大に関する安保理決議 2177 (2014) を想起し、

DRC における状況が、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けているという決議 2177 (2014) における安保理の決定を想起し、そしてこの安全に関する状況が、エボラウイルスの爆発的拡大に対応しそして食い止めるための能力に悪く影響することに懸念を表明し、

DRC および同地域における全ての国家の主権、独立、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、そしてエボラの状況に対処するため DRC との、並びに適切な場合には、同地域の国家との、協力および調整のための必要性を強調し、

世界保健機関 (WHO) の事務局長により 2018 年 8 月 28 日と 10 月 3 日に安全保障理事会に提出された報告書に留意し、

エボラの爆発的拡大に対応することにおけるその指導力に対して、とりわけ影響を受けた地帯において無料の保健医療を提供することについて、並びに爆発的拡大の状況についてのその毎日の報告について、DRC 政府を称賛し、

WHO および国際感染症対策ネットワークにおけるその協力者、並びに対応取組に関与したその他

の最前線の関係者を含む、現場における全ての人道援助職員および保健医療従事者の取組について謝意を表明し、

極めて努力を必要とするようなまた危険な環境においてエボラの爆発的拡大に対応する DRC 政府、WHO およびその他の関係者の取組に対して支援を提供していることについて国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）を称賛し、

疾病により影響を受けた地区における安全に関する状況に対処する必要性を強調しそして文民に対するあらゆる攻撃を非難し、

憤りを表明しそして最近の攻撃と DRC におけるエボラの爆発的拡大と闘うことを助けているコンゴ陸軍部隊に伴っていた二人のコンゴ人保健医療従事者の殺害を最も強い文言で非難し、

決議 2286（2016）を想起しそして武力紛争の全ての当事者に対し、必要としている患者とその他の者に対する十分な、安全な、速やかなそして妨害のないアクセスを人道要員と医療要員に確保することを促し、国際人道法の違反として、医療要員と医療業務に専ら従事している人道要員、彼らの輸送手段および装備、並びに病院および専ら医療または人道機能を果たしている、その他の医療用施設に対して意図的に向けられた暴力行為、攻撃および脅威を非難し、そして DRC の一般住民および保健医療システムに対するそのような攻撃の長期の結果を憂慮し、

公衆衛生の脅威を探知し、評価し、通知しそして対応する全ての国家の能力を改善することにより、地球規模の公衆衛生の安全に貢献している、2005 年国際保健規則を想起し、これらの公約による遵守の重要性を強調しそして加盟国に対し、現在のエボラの爆発的拡大に関する WHO 事務局長の助言をフォローすることを促し、

国境を越えた疾病監視活動の実施と DRC と東アフリカ共同体に境を接する地区における緊急時への備えの活動の状態を再検討した、2018 年 10 月 3 日に、ウガンダのエンテベで開催された東アフリカ諸国間の国境を越えた会合に留意し、保健規則（2005）を実施することにおける彼らの役割の中で地区の指導者の間の意識創造の必要性に留意し、そしてエボラウイルスの更なる拡散の原因となり得る同地域における大規模な住民の移送に注目し、

主要な感染症の爆発的拡大の管理は、緊急の行動とより一層の国の、地域のそして国際的な共同作業を必要としていることを強調しそして、これに関連して、政府と共同した DRC における WHO が調整した国際的な対応の、非常に重要なまた継続した必要性を強調し、

関連する国連機関および国際機構に対して柔軟に使える基金を提供すること、より迅速なまた効果的な対応を促進することそして物資を購入した DRC や近隣諸国における緊急活動を高めることをそれらと国の政府に可能にすることによるものを、並びに患者を治療しそして更なる感染または伝染を制限するか予防するため治療法の、ワクチンのそして診断法の開発を加速するため公的および民間部門のパートナーとの共同作業によるものを含めて、エボラの爆発的拡大を阻止しかつウィルスの伝染を阻止するための緊急の取組の規模を拡大することを支援するため、財政的約束、技術支援および物品での寄付を含む、極めて重要な援助を提供してきた加盟国および多数国間機構を称賛し、

DRC の東部への医療従事者の展開を通したものを含めて、爆発的拡大に対する共同した、包括的なそして全体的な対応を通した DRC 政府、WHO およびそのパートナーに対する支援を提供することにおける、アフリカ疾病管理予防センター（アフリカの CDC）を通した、アフリカ連合（AU）の取組を歓迎し、

エボラの爆発的拡大に対して対応する国の、地域のそして国際的な取組を支援することにおける関連する全ての国際連合システムの組織の役割を強調し、そして WHO の指導的役割をこれに関連して認識し、

個人、組織および住民の間のエボラウイルス疾患の伝染を防ぐための WHO 議定書に留意し、そしてエボラの爆発的拡大は、確立された安全衛生の手順および効果が証明されているその他の予防的措置の実施を通したものを含めて、食い止めることができることを強調し、

1. 外国および国内の武装集団の不安定にさせる活動により悪化させられた、DRC における全体的な安全に関する状況と人道状況に関して安保理の深い懸念をくり返し表明し、DRC および同地域のための平和、安全、協力（PSC）枠組の実施の戦略的重要性を想起し、そして紛争の根本原因に対処しまたくり返されている暴力のサイクルに終止符を打つため、この枠組の下での自らの各々の公約を遂行

しそして永続的な地域開発を促進するという全ての署名者への安保理の呼びかけをくり返し表明する。

2. DRC 政府、WHO およびその他のエボラ対応者に対し、爆発的拡大の状況に関する毎日の報告の透明性と正確さを改善し続けることを奨励する。

3. DRC 政府が、人道に対する罪および戦争犯罪からの保護を含めて、その領域の範囲内のまたその管轄権に従う文民を保護する主要な責任を負っていることを想起する。

4. 対応取組を厳しく邪魔しておりまた DRC とより広範な地域におけるウィルスの拡散を助長している、エボラの爆発的拡大により影響を受けた地区における安全に関する状況に関して重大な懸念を表明し、そして民主同盟軍 (ADF) を含む、全ての武装集団による直ぐの敵対行為の停止を求める。

5. 対応者に重大な安全上の危険を与えておりまたエボラの爆発的拡大に対する対応を危うくしているものを含む、武装集団によるあらゆる攻撃を最も強い文言で非難する。

6. 武力紛争の全ての当事者が、1949 年のジュネーブ諸条約の下での彼らの義務および 1977 年と 2005 年のその追加議定書の下で彼らに適用可能な義務を含む、適用可能な場合には、国際人権法および国際人道法を含む、国際法を十分に尊重することを要求し、そして全ての当事者が、影響を受けた地区に対する、人道および医療の要員、並びに彼らの装備、輸送および援助物資に対する十分な、安全な、速やかなそして妨害のないアクセスを、またエボラの危険な状態にある地区にいる者、および人道並びに保健医療従事者を含む、全ての文民を尊重しそして保護することを確保することを更に要求し、国際法に従って、人道対応チームおよび病院並びに必要としている者に対して救命援助および救援を提供しているその他の医療施設は、尊重されまた保護されなければならないこと、またそれらは標的とされてはならないことを強調する。

7. エボラの爆発的拡大を上手く規制するための DRC 政府、WHO およびその他の関係者の取組を支援するまたその活動地区の範囲内で文民の効果的な保護を確保する、その既存の職務権限の範囲内での、MONUSCO の重要な積極的役割に留意する。

8. 国民に対する意思疎通の取組を高めるための、並びに個人および共同体の中のまた間の爆発的

拡大の伝染と範囲についての偽情報や不適切な警告に対して緩和するための確立された安全衛生の手順や予防的措置を実施するための、DRC 政府およびエボラの爆発的拡大に対する対応において援助を提供している全ての関連する関係者の必要性を強調し、再開された人道援助取組の文脈におけるものを含めて、宗教的指導者、青年および女性の集団と並びに家族自身と緊密に活動している共同体関与を高める必要性を強調する。

9. 男性および女性は、エボラの爆発的拡大により異なって影響されていることを強調しそして男性と女性両方の具体的な必要性に対処するジェンダーに敏感な対応が必要とされていることを強調し、またそのような対応の開発における女性の十分な、積極的なそして有意義な関与の重要性を強調する。

10. 感染した人々と接触したことがある者の継続したまた改善された調査の必要性並びにエボラ生存者が、なんらかの遅れた臨床症状とエボラの性行為感染の危険を防止するため臨床的に監視されることを確保しつつ、彼らをフォローアップする必要性を強調し、可能性のある非難に直面しそして打ち勝つ彼らを助けるため心理的なまた社会的な支援をエボラ生存者に提供する必要性を強調する。

11. 地域的拡散の危険についての WHO の最新の評価に留意しそしてウガンダ、ルワンダ、南スーダンおよびブルンジに拡大するウィルスの可能性について大きな懸念を表明しまたこれらの諸政府に対し、WHO と十分に協力して、実際の活動に従事する用意を準備する取組を継続することを奨励する。

12. エボラの爆発的拡大を上手く規制するための、財政的な、技術的なそして物品での、国際的な支援と関与を維持することの重要性を強調し、より迅速で効果的な対応を可能にしつつ、対応取組のための柔軟に使える財政的支援の重要性をこの文脈において強調し、DRC のための全体的な人道アピールがひどく資金不足のままであることを懸念をまた表明する。

13. DRC 政府および同地域の諸国に対し、エボラの爆発的拡大のより広範な政治的、安全上の、社会経済的および人道的結果に対処しそして解決するための、並びに持続可能なまたすぐに反応する公衆衛生メカニズムを提供するための取組を継続することを奨励する。

14. 国際連合システムのあらゆる関連する部分に対し、WHO の全体的な調整の範囲内で、同地域の政府や援助を提供しているものとの準備および業務計画並びに連絡と共同作業の開発と実施を支援

することによるものを含めて、エボラの爆発的拡大に対する自らの対応を加速することを要請する。

15. 現在の危機の悪化を防ぐことにおけるまたは将来の再発に対処することにおける手段である、DRC 政府の必要性に沿った、国の医療制度の強化を支援することに従事し続ける国際社会の必要性を強調する。

16. WHO の健康緊急事態管理計画の行動と結果を歓迎しそして WHO と全体の国連システムに対し、2014 年の西アフリカにおけるエボラウイルスの爆発的拡大からの学んだ教訓に基礎を置きそして利益を得ること、またその技術的指導力と業務上の支援を更に強化し、エボラの伝染を監視し、不可欠なデータの利用可能性を促進しそして最善の臨床上のまた倫理的な実践に従った療法とワクチンの開発と実施を早めるこれらの必要性を満たす既存の対応の必要性とパートナーを特定することにおいて支援し続けることを奨励する。

17. この問題に引き続き取り組むことを決定する。